

## 地域力再生機構による第三セクター再生支援を巡る考察

国立国会図書館 深澤 映司

「地方財政健全化法」に基づく新たな自治体再建制度が 2008 年度の決算から適用されようとしているなかで、政府は、第三セクター（自治体と民間が共同出資している法人）を支援対象の 1 つと位置づけた地域力再生機構を創設しようとしている（2008 年の通常国会に設立のための法案が提出され、継続審議の扱いとなっている）。この背景にあるのは、経営不振に陥った第三セクターを巡り、債務免除を伴う破綻処理がこれまで円滑に行われてこなかったとの認識にほかならない。それだけに、同機構を実効性が期待できる枠組みとするためには、多数の第三セクターを破綻処理から遠ざけてきた要因を明らかにする作業が不可欠なはずだが、この点について十分な検証は行われていない。

第三セクターの破綻処理の実績を法的整理の件数で振り返ると、1990 年代後半以降、全体の 1%程度が整理の対象となったに過ぎない。その中心は、地方で観光・レジャー施設の運営や地域開発に取り組む法人や、大都市における都市開発関連の法人であった。また、法的再生のための新制度の創設が相次いだことなどを受けて、平成 12（2000）年度以降は、法的整理の件数全体が、清算型処理と再生型処理で二分されている。

個々の第三セクターを巡る破綻処理が行われるか否かに影響を及ぼしてきた可能性がある要因は、多岐にわたる。全国各地の事例も考慮に入れると、第三セクターの「外的環境」（地域経済の動向）や「経営状況」（債務残高、収益性）のほか、「出資者の状態」（出資者数）、「債権者の状態」（債権者数、公的な債権者の有無）が浮かび上がってくる。

加えて見落とせないのが、第三セクターに出資している自治体のうち出資比率が最も大きい団体（「主な出資団体」）に関連した要因である。そうした自治体は、自らの立場を最優先しつつ、出資先の破綻処理を巡る経営判断に影響力を及ぼしやすいからである。具体的な要因としては、第三セクターに対する政策支援（貸出、損失補償、補助金支給）の状況と、当該自治体自身の財政状況（財政力、財政の健全性）が挙げられる。

これらの要因と実際の破綻処理の有無との関係を、全国の株式会社形態の第三セクター 2,460 社の個票データに基づき、定量的手法（プロビット・モデル）で分析してみた。その結果、「主な出資団体」が金融機関との間で過大な損失補償契約を結んでいたり、その自治体自身の財政力が脆弱な場合には、出資先の第三セクターの破綻処理が行われにくいという関係が、有意な形で認められた。一方で、第三セクターの破綻処理が、債権者間における利害調整の難航により妨げられているとの確証は、得られなかった。

このような分析結果を踏まえると、地域力再生機構の構想については、再生支援を要請するか否かの判断を個々の第三セクターの自発性に委ねることに伴う制約や、債権者間の利害対立が破綻処理を妨げていることを前提とした枠組みそのものの妥当性等が、論点となり得よう。